

## 第十号

## 徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について

徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成六年徳島県条例第三十号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年九月一日から施行する。

（徳島県特別会計設置条例の一部改正）

- 2 徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の項中「及び借上公共賃貸住宅敷金」及び「借上公共賃貸住宅敷金収入」を削る。

（徳島県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の平成二十六年年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

## 提案理由

社会経済情勢の変化及び徳島県借上公共賃貸住宅の入居の状況に鑑み、これを廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。